

郵便はがき

3 3 6 0 0 3 3

料金後納郵便
Japanese Red Cross Society

さいたま市バドミントン協会様

受領証

No. 229

金6,172円也

上記金額正に受領いたしました。

令和6年能登半島地震災害義援金として

令和6年5月9日

日本赤十字社埼玉県支部長



〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町3-17-1

この受領証記載の金額は、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金(ふるさと寄付金)に該当します。